第53期 定時株主総会
招 集 ご 通 知

開催情報

開催日時:

平成29年９月26日（火曜日）
午前10時（受付開始　午前９時）

開催場所:

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社　本社２階会議室

目　次

- 第53期定時株主総会招集ご通知 …… 1
- 株主総会参考書類 …… 3
  - 議案及び参考事項
  - 第１号議案　剰余金の処分の件
  - 第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
  - 第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件
- 事業報告 …… 10
- 連結計算書類 …… 26
- 計算書類 …… 29
- 監査報告書 …… 32

一正蒲鉾株式会社

証券コード：2904

証券コード2904
平成29年９月８日

株　主　各　位

新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社
代表取締役社長　野　崎　正　博

第53期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第53期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年９月25日（月曜日）午後５時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

１．日　　時　平成29年９月26日（火曜日）午前10時　（受付開始　午前９時）

２．場　　所　新潟市東区津島屋七丁目77番地
一正蒲鉾株式会社　本社２階会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

３．目的事項

報告事項
１．第53期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第53期（平成28年７月１日から平成29年６月30日まで）計算書類報告の件

決 議 事 項

第１号議案　剰余金の処分の件

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び現行定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ichimasa.co.jp）に掲載しておりますので本招集ご通知には掲載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、会計監査人及び監査等委員会が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

◎当日は軽装（クールビズ・ノーネクタイ）にて実施させていただきますので、株主の皆様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ichimasa.co.jp）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社の利益配分に関しましては、業績や配当性向、将来の事業展開などを総合的に勘案しながら安定的な配当を継続的に行うことを基本方針としており、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

期末配当につきましては、１株につき６円の配当といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金６円00銭　　総額　111,149,952円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年９月27日

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、指摘すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

1　野崎（のざき）　正博（まさひろ）　（昭和33年２月５日生）　再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和56年 ４月　当社入社
平成 ３年 ９月　取締役営業部長
平成 ９年 ９月　常務取締役営業本部長
平成11年 ９月　代表取締役社長（現任）

■所有する当社株式の数
523,120株

■重要な兼職の状況
株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、最高経営責任者としてリーダーシップを発揮し、また、営業分野を始めさまざまな部門に精通するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

2　滝沢（たきざわ）　昌彦（まさひこ）　（昭和29年７月７日生）　再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成23年 ７月　当社入社　管理部付部長
平成23年 ９月　取締役管理部長
平成27年 ９月　常務取締役管理部長（現任）

■所有する当社株式の数
3,000株

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

人事及び財務分野で豊富な経験を有し、管理全般の責任者としてリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

3 涌井 利明（わくい としあき） （昭和30年12月10日生） 再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和54年 4 月　当社入社
平成14年 7 月　東京支店長
平成18年 2 月　営業統括部長兼特販営業部長
平成20年 5 月　西日本統括部長
平成24年 7 月　執行役員西日本統括部長兼福岡支店長
平成25年 2 月　執行役員経営企画部長
平成25年 9 月　取締役経営企画部長
平成27年 7 月　取締役経営企画担当／一正農業科技（常州）有限公司董事長（現任）

■所有する当社株式の数

9,160株

■重要な兼職の状況

一正農業科技（常州）有限公司董事長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

営業分野で豊富な経験を有し、海外事業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

4 後藤 昌幸（ごとう まさゆき） （昭和33年10月26日生） 再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和60年11月　当社入社
平成14年 7 月　本社工場長
平成24年 3 月　生産統括部長兼商品開発部長
平成24年 7 月　執行役員生産統括部長兼商品開発部長
平成25年 2 月　執行役員生産統括部長
平成25年 9 月　取締役生産統括部長
平成27年12月　取締役生産統括部長兼商品開発部長（現任）

■所有する当社株式の数

7,000株

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

生産及び商品開発分野で豊富な経験を有し、安全・安心な商品の製造や収益性向上でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

5 小柳啓一（おやなぎけいいち）（昭和36年２月７日生）　再　任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年 ４月　当社入社
平成13年 ５月　広島支店長
平成13年 ９月　大阪支店長
平成18年 ２月　東京支店長
平成24年 ７月　執行役員東京支店長
平成27年 ７月　執行役員営業統括部長兼東京支店長
平成28年 ９月　取締役営業統括部長兼東京支店長（現任）

■所有する当社株式の数

4,000株

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

営業分野で豊富な経験を有し、全国の顧客営業でリーダーシップを発揮するなど、職務の遂行に適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

6 髙島正樹（たかしままさき）（昭和35年５月20日生）　新　任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成28年 ７月　当社入社（現任）　執行役員経営企画部長

■所有する当社株式の数

一　株

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■取締役候補者とした理由

経営企画分野で豊富な経験を有し、中長期経営計画の策定にリーダーシップを発揮するなど、経営戦略の推進に適切な人材であると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。

第３号議案　監査等委員である取締役４名選任の件

監査等委員である取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

1 真保俊男（しんぼ としお）　（昭和28年８月６日生）　再任

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

平成22年７月　当社入社　執行役員管理部長
平成23年９月　常勤監査役
平成27年９月　取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

5,400株

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である取締役候補者とした理由

当社の管理及び監査分野で豊富な経験を有しており、業務執行に関して監査及び監督の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

2 坂井啓二（さかい けいじ）　（昭和23年５月28日生）　再任　社外　独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和52年３月　公認会計士登録
昭和60年３月　坂井会計事務所開設（現業）
平成６年10月　監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）代表社員
平成19年６月　日本公認会計士協会新潟県会会長
平成24年９月　当社監査役
平成27年９月　取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

―　株

■重要な兼職の状況

坂井会計事務所所長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

公認会計士として企業会計に精通し、専門的な知識と豊富な経験を有しており、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

3 古川兵衛（ふるかわひょうえ） (昭和23年３月５日生)

再任 | 社外 | 独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和50年 ４月　弁護士登録
昭和52年 ５月　古川兵衛法律事務所開設（現業）
平成27年 ９月　当社取締役（監査等委員）（現任）

■所有する当社株式の数

― 株

■重要な兼職の状況

古川兵衛法律事務所所長

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

弁護士として企業法務に精通し、専門的な知識と豊富な経験を有しており、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年となります。

4 吉田至夫（よしだのりお） (昭和27年６月22日生)

新任 | 社外 | 独立

略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）

昭和58年11月　株式会社新潟クボタ入社
平成 ６年 ２月　同社取締役営業本部営業副本部長
平成 ９年 ３月　同社常務取締役営業本部長
平成12年 ３月　同社専務取締役営業本部長
平成14年 １月　同社代表取締役社長（現任）

■所有する当社株式の数

― 株

■重要な兼職の状況

株式会社新潟クボタ代表取締役社長
第一建設工業株式会社社外取締役

候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。

■監査等委員である社外取締役候補者とした理由

株式会社新潟クボタの代表取締役社長として営業及び管理全般を統括しており、当社において会社経営の知識と経験を公正な立場により活かしていただけるものと判断し、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．坂井啓二氏、古川兵衛氏及び吉田至夫氏は、社外取締役候補者であります。
２．坂井啓二氏及び古川兵衛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、当社は、両氏を独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。また、吉田至夫氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件及び当社の独立性判断基準を満たしており、原案どおり選任された場合、当社は３氏を独立役員として指定し、届け出る予定であります。
３．当社は、真保俊男氏、坂井啓二氏及び古川兵衛氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項各号に規定する最低限度額としております。３氏の再任が承認された場合、当社は３氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、吉田至夫氏が原案どおり選任された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）

事 業 報 告

（平成28年 7 月 1 日から
平成29年 6 月30日まで）

1．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策や日銀の金融政策の効果により企業収益の向上や雇用環境の改善など緩やかな回復基調にあるものの、新興国の景気減速の懸念やイギリスのＥＵ離脱問題、米国新政権の政策動向など、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く経営環境につきましても、生活防衛意識による節約志向や低価格志向は依然として根強く、消費者ニーズの多様化や価格競争の継続など厳しい状況が続いております。

このような環境のなか、当社グループでは最優先に取り組んでおります「安全・安心」な商品の提供を念頭にお客様の消費動向を捉えながら、効果的な販売促進施策の推進により売上高の拡大に努めてまいりました。

以上により、当連結会計年度の売上高は347億85百万円（前連結会計年度比２億58百万円（0.7％）の減少)、営業利益は13億31百万円（前連結会計年度比５億33百万円（66.8％）の増加)、経常利益は15億26百万円（前連結会計年度比10億40百万円（214.4％）の増加）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は８億46百万円（前連結会計年度比５億97百万円（239.5％）の増加）となりました。

当社グループにおけるセグメントごとの経営成績の概要は以下のとおりであります。

① 水産練製品・惣菜事業

当事業におきましては、昨年６月にうなぎの蒲焼きをイメージした「うなる美味しさうな次郎」や今年２月に新しい食素材の「サラダフィッシュ」を発売しご好評をいただくとともに減塩商品の取り組み強化といった基幹商品のリニューアルを行ってまいりました。しかし、夏場の気温が平年より高く、残暑が長引いたことによりおでん商材である「揚物」・「竹輪」商品群が軟調に推移し、売上面においては前連結会計年度を下回る結果となりました。

利益面におきましては、為替の影響等もあり原材料やエネルギーコストが低減したことに加え、生産の効率化・合理化などのコスト削減に努めたことにより、前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は301億66百万円（前連結会計年度比1.1％の減少）、営業利益は10億62百万円（前連結会計年度比４億49百万円の増加）となりました。

② きのこ事業

当事業におきましては、夏から初秋にかけて全国的に高温が続き、野菜及びきのこ市場価格は低迷いたしましたが、秋以降は天候不順の影響もあり野菜価格は高騰し、きのこ市場価格も堅調に推移いたしました。その後、春から夏には消費の低迷などにより野菜及びきのこ市場価格は、やや低迷いたしましたが、安定生産・品質向上に努め継続的に販売促進を行った結果、売上高、利益ともに前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、当事業の売上高は41億38百万円（前連結会計年度比2.0％の増加）、営業利益は１億23百万円（前連結会計年度比57百万円の増加）となりました。

③ その他

運送事業におきましては、既存のお客様との取引深耕に加え、物流機能の効率化に努めた結果、売上高、利益ともに前連結会計年度を上回る結果となりました。

倉庫事業におきましては、保管在庫量が低調に推移したことにより保管料収入が減少し、売上高は前連結会計年度を下回ったものの、倉庫管理業務の効率化に努めた結果、利益は前連結会計年度を上回る結果となりました。

以上の結果、その他の売上高は４億80百万円(前連結会計年度比4.0％の減少)、営業利益は１億40百万円（前連結会計年度比27百万円の増加）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は８億31百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

本社工場の水産練製品製造設備
聖籠工場の水産練製品製造設備
東港工場の水産練製品製造設備
関西工場の水産練製品製造設備
栽培センターのきのこ生産設備

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備投資に必要な資金は、自己資金ならびに金融機関からの借入金をもって充当しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、“ＩＣＨＩＭＡＳＡ３０ビジョン”（30年後の目指す姿）である、「“安全・安心”に“健康・環境”と“心の豊かさ”をプラスして世界中に“日本の食”で貢献するグローバル企業、常に技術を探求し、未来に向けてあらゆる“食”の情報を発信する食品バイオ企業、あらゆるステークホルダーに“食”を中心に“幸せ”と“喜び”をお届けするあたたかい企業」のもと、平成28年７月から平成33年６月までの５ヶ年の中期経営計画を推進しております。

当社グループは、「成長基盤創り」と「お客様が中心」を主なテーマとして、以下の項目を対処すべき重要な経営課題として中期経営計画の基本方針といたしております。

【中期経営計画の基本方針】

「成長基盤創り」：より強固な組織、財務基盤を創るための体質改造を継続する

① 収益力強化に向けた事業構造の展開
② コア事業の収益拡大と競争優位性の実現
③ リスク・リターンに根ざした戦略的な投資実行
④ 人事、人財育成体制の強化とダイバーシティの推進
⑤ 海外戦略の進展
⑥ コーポレート・ガバナンスの浸透

「お客様が中心」：お客様目線での徹底した商品・サービスの提供

① “全てはお客様のために”の徹底と発想力アップ
② 愛され、感動される商品の開発と領域拡大
③ 国内外での“ＩＣＨＩＭＡＳＡ”ブランドの強化
④ 社会変化や多様化する市場ニーズへの「変化対応力」の強化

（中期経営計画最終年度　平成33年６月期数値目標）

連結売上高	：	430億円
連結営業利益	：	17億円
株主資本利益率（ROE）	：	8.0%

株主の皆様におかれましても、なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申しあげます。

(5) 財産及び損益の状況

区　　分	第　50　期 (平成26年６月期)	第　51　期 (平成27年６月期)	第　52　期 (平成28年６月期)	第　53　期 (平成29年６月期)
売　　上　　高	33,403百万円	34,426百万円	35,043百万円	34,785百万円
営　業　利　益	1,222百万円	382百万円	798百万円	1,331百万円
経　常　利　益	1,178百万円	461百万円	485百万円	1,526百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	1,260百万円	125百万円	249百万円	846百万円
１株当たり当期純利益	68.06円	6.78円	13.47円	45.79円
総　資　産　額	23,875百万円	25,932百万円	23,935百万円	23,520百万円
純　資　産　額	8,842百万円	9,663百万円	9,542百万円	10,279百万円

(注) １．平成27年４月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第50期（平成26年６月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。
２．第52期より資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する当社株式を「１株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な子会社等の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社イチマサ冷蔵	50百万円	100.0%	運送事業・倉庫事業
マルス蒲鉾工業株式会社	10百万円	100.0%	食品製造販売事業
一正農業科技（常州）有限公司	2,124万US$	100.0%	きのこ生産販売事業

② 持分法適用会社の状況

会　社　名	資　本　金	当社の議決権比率	主要な事業内容
(持分法適用会社) PT. KML ICHIMASA FOODS	337.5万US$	40.0%	水産練製品製造販売事業

(7) 主要な事業内容（平成29年６月30日現在）

水産練製品・惣菜事業

① 水産練製品の製造販売
② 各種惣菜の製造販売
③ 前各号に附帯する一切の業務

きのこ事業

① きのこ類の生産販売
② 前号に附帯する一切の業務

その他

① 一般貨物自動車運送事業及び貨物運送取扱事業
② 倉庫業
③ 前各号に附帯する一切の業務

(8) 主要な営業所及び工場（平成29年６月30日現在）

① 当社の主要な工場及び営業所

本社：新潟市東区津島屋七丁目77番地
工場：本社工場（新潟市東区津島屋）
聖籠工場（北蒲原郡聖籠町位守町）
東港工場（新潟市北区白勢町）
山木戸工場（新潟市東区山木戸）
北海道工場（小樽市銭函）
関西工場（守山市古高町）
栽培センター（阿賀野市十二神）
支店：札幌、仙台、新潟、北関東、東京、名古屋、大阪、広島、福岡
営業所：上記支店内及び主要都市２ヶ所

② 子会社の事業所

株式会社イチマサ冷蔵（新潟市北区白勢町）
マルス蒲鉾工業株式会社（新潟市中央区本町通）
一正農業科技（常州）有限公司（中華人民共和国江蘇省常州市）

(9) 従業員の状況（平成29年６月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数	前期末比増減
水産練製品・惣菜事業	738名	14名増
きのこ事業	179名	6名増
その他	51名	1名増
合計	968名	21名増

(注) 臨時従業員は、前期で1,067名、当期で988名であり、上記従業員数には含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
849名	18名増	39.3歳	11.4年

(注) 1．社外への出向者22名は、上記従業員数には含まれておりません。
2．臨時従業員の平均雇用人員は、前期で1,035名、当期で964名であり、上記従業員数には含まれておりません。

(10) 主要な借入先（平成29年６月30日現在）

借入先	借入額
株式会社第四銀行	1,611百万円
株式会社みずほ銀行	912
農林中央金庫	884
株式会社東邦銀行	756
新潟県信用農業協同組合連合会	743
株式会社日本政策投資銀行	579
株式会社りそな銀行	374
日本生命保険相互会社	190

2．会社の株式に関する事項（平成29年６月30日現在）

（1）発行可能株式総数　64,400,000株

（2）発行済株式の総数　18,590,000株（自己株式65,008株を含む）

（3）株　主　数　4,593名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ノザキ	5,774千株	31.16%
東京中小企業投資育成株式会社	1,104	5.95
株式会社第四銀行	920	4.96
野崎正博	523	2.82
佐藤食品工業株式会社	516	2.78
株式会社みずほ銀行	420	2.26
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	405	2.18
川口栄介	326	1.76
焼津水産化学工業株式会社	308	1.66
日本生命保険相互会社	271	1.46

（注）１．持株比率は、自己株式（65,008株）を控除して計算しております。
２．自己株式には、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託Ｅ口）が保有する37,000株は含まれておりません。

3．会社役員に関する事項（平成29年６月30日現在）

（1）取締役の氏名等

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	野崎正博	株式会社イチマサ冷蔵代表取締役社長
取締役副社長	廣田恭一	
常務取締役	滝沢昌彦	管理部長
取締役	涌井利明	経営企画担当 一正農業科技（常州）有限公司董事長
取締役	後藤昌幸	生産統括部長兼商品開発部長
取締役	小柳啓一	営業統括部長兼東京支店長
取締役（監査等委員）	真保俊男	
取締役（監査等委員）	内藤　洋	
取締役（監査等委員）	坂井啓二	坂井会計事務所所長
取締役（監査等委員）	古川兵衛	古川兵衛法律事務所所長

（注）１．小柳啓一氏は、平成28年９月28日開催の第52期定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
２．内藤　洋氏、坂井啓二氏及び古川兵衛氏は、社外取締役であります。当社は内藤　洋氏、坂井啓二氏及び古川兵衛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
３．真保俊男氏は、当社常勤監査役としての職務経験を有しており、監査に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．内藤　洋氏は、金融機関での業務経験を有しており、財務に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．坂井啓二氏は、公認会計士として、企業会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．古川兵衛氏は、弁護士として、企業法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
７．真保俊男氏は、常勤の監査等委員であります。重要な会議への出席や会計監査人及び内部監査部門と密接に連携することにより得られた情報を監査等委員全員で共有し、監査等委員会の監査・監督の有効性・効率性を高めております。

8．当社は執行役員制度を導入しており、平成29年６月30日現在における執行役員は次のとおりであります。

氏　　名	担　　当
酒　井　基　行	執行役員　北海道事業部長兼北日本統括部長兼札幌支店長
宮　北　　涉	執行役員　バイオ事業部長兼バイオ営業部長
松　原　正　彦	執行役員　マルス蒲鉾工業株式会社代表取締役社長
横　木　　稔	執行役員　品質保証部長兼お客様相談室長兼ＦＡシステム部長
髙　島　正　樹	執行役員　経営企画部長
田　邊　良　隆	執行役員　マーケティング部長兼商品開発部担当部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、非業務執行取締役（監査等委員である取締役）４名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

(3) 取締役の報酬等

区　　分	人　　数	報　酬　等　の　額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	６名 （－）	105,028千円 （　－千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	４名 （３名）	26,400千円 (11,400千円)
合　　計	１０名	131,428千円

（注）１．報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まれておりません。
２．報酬等の額には、役員株式給付引当金繰入額20,434千円を含んでおります。なお、監査等委員である取締役は対象外であります。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

・取締役（監査等委員）内藤　洋氏は、重要な兼職先の該当はありません。

・取締役（監査等委員）坂井啓二氏は、坂井会計事務所を開設しておりますが当社との取引関係はありません。

・取締役（監査等委員）古川兵衛氏は、古川兵衛法律事務所を開設しておりますが当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況関係

区　分	氏　名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	内　藤　洋	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に金融の専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	坂　井　啓　二	当事業年度開催の取締役会12回のうち11回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち12回に出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	古　川　兵　衛	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回に出席し、また、当事業年度開催の監査等委員会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(ご参考)

当社は、会社法及び東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に加えて、独立性判断基準を以下のように定めております。

以下の基準に該当する場合は、独立性がないと判断しております。

「独立性判断基準」

1．当社の子会社、関連会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
2．当社が10%以上の株式を所有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
3．当社の株式を10%以上保有している会社の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
4．当社との取引が直近連結売上高（販売先は当社決算、仕入先は取引先決算）の２%を超える取引先の役員・業務執行者及びその10年以内の経験者
5．過去３年において当社から年間500万円以上の報酬を受けた法律専門家、会計専門家、コンサルタント（個人及び団体の場合には所属する者）
6．当社より5,000万円以上の金員を貸し付けている会社・団体の役員
7．当社より年間300万円以上の寄付を受けている団体の役員
8．当社の取締役に就任してから８年を超える者

4．会計監査人の状況

（1）名　　称　　有限責任監査法人　トーマツ

（2）報酬等の額

区　　分	金　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

（注）1．当社監査等委員会は有限責任監査法人トーマツの報酬について、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の金額は相当であると判断しこれに同意いたしました。
2．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3．当社連結子会社である一正農業科技（常州）有限公司は、当社の会計監査人と同一のネットワークに属しているデロイトトウシュトーマツリミテッド（Deloitte Touche Tohmatsu LLC.）のメンバーファームによる監査を受けております。

（3）会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5．会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、当社及び子会社の取締役は企業統治を一層強化する観点から、実効性ある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制の確立に努める。

監査等委員会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努める。

市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、いかなる場合においても断固拒否することを定め、排除に向けて対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、取締役会議事録、決裁後の稟議書など重要な意思決定の記録については、文書管理規程及び稟議決裁規程などの社内規則に則り作成、保存し管理する。

各取締役の要求があるときは、これを閲覧に供する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営に対する重大なリスクに適切かつ迅速に対応する組織としてリスク統括室を設置し、リスク情報の収集と分析を行う。あわせて、その予防と緊急時の対応策を整備し、当社及び子会社のリスクを統括的に管理する。

緊急事態が発生した際の対応については、その連絡体制・行動指針などを規定により明確にする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月一回開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催する。

会社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に経営会議において協議を行い、執行決定を行う。

取締役会の決定に基づく業務執行については、社内の業務分掌・職務権限のルールに則って適時・適切に行われるものとする。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、リスク統括室を統括部署として、当社及び子会社を対

象としたコンプライアンス・マニュアルを作成し、そのルールの周知徹底を図る。
　重大な法令違反、社内規則違反あるいは社会通念に反する行為等があった際は、遅滞なく取締役、監査等委員会に報告する。
　当社及び子会社を対象とした内部通報制度（フリーエコー）については、制度の周知徹底を図り、法令違反行為等に関する相談または通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正、通報者の保護を図る。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
　子会社については、関係会社管理規程に基づき所管部門が管理を行い、業務の整合性の確保と経営効率の向上を図る。
　子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、社内規程に基づき、当社の事前承認を求める。また、業務執行状況・財務状況等を定期的に当社へ報告する。
　当社及び子会社のリスク情報の有無を監査するため、リスク統括室を中心に定期的な監査を実施する体制を構築する。
　監査の結果、当社及び子会社に損失の危険の発生を把握した場合には、ただちに、取締役、監査等委員会及びその他担当部署に報告される体制を構築する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
　監査等委員会は、必要があるときは、内部監査部門を担当するリスク統括室に監査等委員会の職務の補助をさせるものとする。

⑧ 前号の取締役及び使用人の取締役（当該取締役及び監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
　監査等委員会より必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指示は受けないものとする。
　当該使用人の異動には、監査等委員会の事前の同意を必要とする。
　当該使用人の独立性及び実効性の確保について監査等委員会規程に定め、これを徹底する。

⑨ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、職務の執行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員会に報告する。
　当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果を遅滞なく監査等委員会に報告する。

⑩　前号の報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

　監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取り扱いは一切行わないことを内部通報規程に定め、これを徹底する。

⑪　監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

　監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

　監査等委員がその職務の執行にあたり、必要に応じて弁護士等の外部の専門家を利用する場合には、職務の執行に必要でない場合を除き、会社がその費用を負担する。

⑫　その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

　代表取締役は、監査等委員会と可能な限り会合を持ち、会社運営に関する意見交換及び意思の疎通を図る。

　業務の適正を確保する上で重要な会議への常勤の監査等委員の出席を確保する。

　監査等委員会は監査の実効性を確保するため、監査体制の整備等についての要請を行うことができるものとする。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　反社会的勢力排除に対する取り組み

・当社グループの反社会的勢力排除体制は、反社会的勢力対応マニュアルを制定し、管理部を所管部署として運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行います。継続取引先についても、毎年１回は取引先全社の調査を行っております。

・取引先との間で締結する基本契約書では、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の反社会的勢力排除条項を盛り込んでおります。

②　損失の危険の管理に対する取り組み

・当社グループのリスク管理体制は、製品の安全・品質、重大な災害、事故及び違法行為等のリスクが発生した場合に、適切かつ迅速な対応を取ることができるように、トータルリスクマネジメント・マニュアルを整備し、グループ全体のリスクを統括的に管理しております。

・企業活動を脅かす事象が発生した場合には、代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、速やかに関係者の招集を図り、組織的・集中的かつ的確に対応し、被害の最小化を図る体制を整備しております。
・情報セキュリティに関しては、情報システム管理規程を整備し、情報資産の適切な取り扱いと保護を図っております。

③　職務執行の適正性及び効率的に行われていることに対する取り組み
・当社では、取締役会の決議により、重要な業務執行の一部を毎週開催の経営会議に委任し、効率的な意思決定を行っております。
・取締役10名のうち３名は社外取締役であり、取締役会に出席し随時必要な意見表明をしており、経営監視機能の客観性及び中立性は十分確保される体制となっております。また、常勤の監査等委員は会計監査人及び内部監査部門と密接に連携し、監査の有効性・効率性を高めております。
・取締役会を12回開催し、中期経営計画及び年度経営計画、設備投資等について審議を行っております。また、取締役会において、月次経営成績が報告され、経営目標の達成状況、経営課題及びその対策について確認し、議論を行っております。

④　コンプライアンスに対する取り組み
・当社グループでは、コンプライアンス・マニュアルに基づき、入社時及び階層に応じた社内研修での教育及び会議体等での説明を行い、法令及び社内規程を遵守するための取り組みを継続的に行っております。
・当社グループの内部通報制度の社内窓口は監査等委員会とリスク統括室、社外窓口は独立社外役員会と顧問弁護士としており、全従業員に対してイントラネット及び掲示板で周知徹底するとともに、通報内容が事実に基づいているかを確認後、速やかに対策を実施しております。また、運用状況は取締役会に報告されております。
・コンプライアンス委員会を年２回開催し、当社グループにおけるコンプライアンス上の課題と対応策について確認し、議論を行っております。

⑤　当社グループにおける業務の適正性に対する取り組み
・当社グループ会社に関しては、毎週開催の定例会議及び四半期開催の全体幹部会議において報告事項ならびに経営目標の進捗状況の確認を行うとともに、重要な情報の伝達を行っております。
・内部監査部門は、リスク統括室に２名の人員を配置し、内部監査規程に基づき、各業務執行部門及びグループ会社の監査を定期的に実施し、その結果を代表取締役に報告し、

指摘事項の改善状況を管理しております。また、監査結果は取締役会に報告されております。

⑥　監査等委員会の監査が実効的に行われることに対する取り組み

・監査等委員は原則毎月開催の取締役会に出席し、常勤の監査等委員は毎週開催の経営会議及び四半期開催の全体幹部会議に出席しており、業務の意思決定ならびに業務の執行状況について、法令・定款に違反していないかなどのチェックを行うとともに監査等委員会による監査を実施し、代表取締役に監査報告を行っております。また、その内容は対象部門にフィードバックされ、問題点の改善状況について再度報告を求めております。

・監査等委員会を13回開催し、監査方針及び監査等計画の決定、監査等委員会監査等基準の改定、取締役の業務執行の監査、法令・定款等の遵守状況の監査、決算のレビュー等を行っております。

連結貸借対照表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,517,021**	**流動負債**	**7,859,476**
現金及び預金	1,033,505	支払手形及び買掛金	1,877,411
売掛金	2,639,843	短期借入金	1,300,000
商品及び製品	791,927	1年内返済予定の長期借入金	1,579,925
仕掛品	603,412	1年内償還予定の社債	585,000
原材料及び貯蔵品	1,286,029	リース債務	51,667
繰延税金資産	87,455	未払金及び未払費用	1,529,559
その他	75,410	未払法人税等	518,028
貸倒引当金	△562	賞与引当金	60,744
固定資産	**17,003,050**	その他	357,139
有形固定資産	**13,034,403**	**固定負債**	**5,381,004**
建物及び構築物	6,439,983	社債	1,175,000
機械装置及び運搬具	2,934,935	長期借入金	3,171,303
工具、器具及び備品	166,504	リース債務	178,722
土地	3,267,127	繰延税金負債	560,204
リース資産	199,985	役員退職慰労引当金	57,034
建設仮勘定	25,866	役員株式給付引当金	34,624
無形固定資産	**330,023**	その他	204,116
投資その他の資産	**3,638,624**	**負債合計**	**13,240,480**
投資有価証券	2,915,880	純資産の部	
繰延税金資産	73,436	**株主資本**	**8,825,126**
その他	673,807	資本金	940,000
貸倒引当金	△24,500	資本剰余金	650,000
		利益剰余金	7,291,907
		自己株式	△56,781
		その他の包括利益累計額	**1,454,465**
		その他有価証券評価差額金	1,344,224
		為替換算調整勘定	110,241
		純資産合計	**10,279,591**
資産合計	**23,520,072**	**負債・純資産合計**	**23,520,072**

連結損益計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**34,785,101**
売上原価		**25,803,898**
売上総利益		**8,981,203**
販売費及び一般管理費		**7,649,356**
営業利益		**1,331,847**
営業外収益		
受取利息	2,863	
受取配当金	33,170	
受取賃貸料	19,628	
受取手数料	46,779	
売電収入	19,112	
為替差益	145,393	
雑収入	41,658	**308,607**
営業外費用		
支払利息	72,030	
持分法による投資損失	29,555	
雑損失	12,761	**114,346**
経常利益		**1,526,107**
特別利益		
固定資産売却益	7,257	
投資有価証券売却益	2,387	
補助金収入	11,360	**21,005**
特別損失		
固定資産除却損	7,801	
固定資産売却損	487	
減損損失	40,040	**48,329**
税金等調整前当期純利益		**1,498,784**
法人税、住民税及び事業税		**699,279**
法人税等調整額		**△47,078**
当期純利益		**846,582**
親会社株主に帰属する当期純利益		**846,582**

連結株主資本等変動計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成28年７月１日残高	940,000	650,000	6,556,475	△57,732	8,088,743
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△111,150		△111,150
親会社株主に帰属する当期純利益			846,582		846,582
自己株式の取得				△154	△154
自己株式の処分				1,105	1,105
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	―	735,432	950	736,382
平成29年６月30日残高	940,000	650,000	7,291,907	△56,781	8,825,126

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成28年７月１日残高	1,164,404	289,556	1,453,960	9,542,704
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△111,150
親会社株主に帰属する当期純利益				846,582
自己株式の取得				△154
自己株式の処分				1,105
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	179,820	△179,315	504	504
連結会計年度中の変動額合計	179,820	△179,315	504	736,887
平成29年６月30日残高	1,344,224	110,241	1,454,465	10,279,591

貸借対照表

(平成29年６月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,773,326**	**流動負債**	**7,756,409**
現金及び預金	426,885	買掛金	1,877,638
売掛金	2,576,314	短期借入金	1,300,000
商品及び製品	716,467	１年内返済予定の長期借入金	1,579,925
仕掛品	605,500	１年内償還予定の社債	585,000
原材料及び貯蔵品	1,272,405	リース債務	43,027
前払費用	17,081	未払金	1,001,095
未収入金	17,859	未払費用	186,618
繰延税金資産	70,549	未払法人税等	477,997
関係会社短期貸付金	47,800	未払消費税等	152,220
その他	22,724	預り金	135,666
貸倒引当金	△260	賞与引当金	55,245
固定資産	**15,437,881**	設備関係支払手形	99,180
有形固定資産	**10,707,686**	設備関係未払金	147,131
建物	4,622,613	その他	115,663
構築物	149,559	**固定負債**	**5,308,766**
機械及び装置	2,619,972	社債	1,175,000
車両運搬具	4,777	長期借入金	3,171,303
工具、器具及び備品	159,093	リース債務	165,283
土地	2,947,896	繰延税金負債	560,204
リース資産	177,907	役員株式給付引当金	34,624
建設仮勘定	25,866	長期未払金	184,795
無形固定資産	**296,713**	資産除去債務	16,528
借地権	206,735	その他	1,026
電話加入権	14,430	**負債合計**	**13,065,175**
リース資産	30,403	純資産の部	
その他	45,143	**株主資本**	**6,813,405**
投資その他の資産	**4,433,482**	資本金	940,000
投資有価証券	2,761,027	資本剰余金	650,000
関係会社株式	633,591	資本準備金	650,000
出資金	290	利益剰余金	5,280,187
関係会社長期貸付金	2,031,236	利益準備金	190,095
長期前払費用	115,143	その他利益剰余金	5,090,092
敷金及び保証金	29,109	製品開発積立金	170,000
会員権	25,982	特別償却準備金	217,323
保険積立金	301,277	公害防止準備金	10,000
貸倒引当金	△1,464,175	海外市場開拓準備金	35,670
		固定資産圧縮積立金	54,706
		別途積立金	1,386,000
		繰越利益剰余金	3,216,391
		自己株式	△56,781
		評価・換算差額等	**1,332,627**
		その他有価証券評価差額金	1,332,627
		純資産合計	**8,146,032**
資産合計	**21,211,208**	**負債・純資産合計**	**21,211,208**

損益計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**34,041,212**
売上原価		**25,034,447**
売上総利益		**9,006,764**
販売費及び一般管理費		**7,427,919**
営業利益		**1,578,845**
営業外収益		
受取利息	289	
受取配当金	132,883	
受取賃貸料	39,596	
受取手数料	46,779	
売電収入	19,112	
為替差益	110,700	
雑収入	33,080	**382,443**
営業外費用		
支払利息	72,097	
貸与資産減価償却費	20,169	
支払地代	35,760	
雑損失	11,638	**139,665**
経常利益		**1,821,622**
特別利益		
固定資産売却益	7,257	
投資有価証券売却益	2,387	**9,645**
特別損失		
固定資産除却損	7,801	
固定資産売却損	487	
減損損失	40,040	
関係会社株式評価損	404,660	
貸倒引当金繰入額	885,991	**1,338,980**
税引前当期純利益		**492,287**
法人税、住民税及び事業税		**624,219**
法人税等調整額		**△45,011**
当期純損失		**86,920**

株主資本等変動計算書

（平成28年７月１日から
平成29年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
				製品開発積立金	特別償却準備金	公害防止準備金	海外市場開拓準備金	固定資産圧縮積立金
平成28年７月１日残高	940,000	650,000	190,095	170,000	261,746	10,000	35,670	54,706
事業年度中の変動額								
剰余金の配当								
特別償却準備金の取崩					△44,422			
当期純損失								
自己株式の取得								
自己株式の処分								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	―	―	―	―	△44,422	―	―	―
平成29年６月30日残高	940,000	650,000	190,095	170,000	217,323	10,000	35,670	54,706

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
	別途積立金	繰越利益剰余金					
平成28年７月１日残高	1,386,000	3,370,039	5,478,258	△57,732	7,010,526	1,154,290	8,164,816
事業年度中の変動額							
剰余金の配当		△111,150	△111,150		△111,150		△111,150
特別償却準備金の取崩		44,422	―		―		―
当期純損失		△86,920	△86,920		△86,920		△86,920
自己株式の取得				△154	△154		△154
自己株式の処分				1,105	1,105		1,105
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）						178,336	178,336
事業年度中の変動額合計	―	△153,648	△198,071	950	△197,120	178,336	△18,784
平成29年６月30日残高	1,386,000	3,216,391	5,280,187	△56,781	6,813,405	1,332,627	8,146,032

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年８月16日

一正蒲鉾株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　谷　和　正　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　若　松　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、一正蒲鉾株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年８月16日

一正蒲鉾株式会社
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　森　谷　和　正　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　若　松　大　輔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、一正蒲鉾株式会社の平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、平成28年７月１日から平成29年６月30日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①　監査等委員会が定めた監査の方法、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年８月22日

一正蒲鉾株式会社　監査等委員会

常勤監査等委員　真保俊男　㊞

監査等委員　内藤　洋　㊞

監査等委員　坂井啓二　㊞

監査等委員　古川兵衛　㊞

(注) 監査等委員内藤　洋氏、坂井啓二氏及び古川兵衛氏は、会社法第２条第15号及び第331条第６項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

新潟市東区津島屋七丁目77番地
本社２階会議室

025(270)7111





交通アクセス

車を利用される方

※車にてご来場される方は、「正門」をご利用ください。

路線バスを利用される方

※「新潟駅前」より「津島屋七丁目南」下車（約30分）
Ｅ42　大形線　津島屋ゆき
Ｅ31　河渡線　下山スポーツセンターゆき

一正蒲鉾株式会社
〒950－8735
新潟県新潟市東区津島屋七丁目77番地

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。